

国民年金の保険料

第1号被保険者・任意加入被保険者は、保険料を納めなければなりません。

令和8年度保険料額（月額）17,920円 付加保険料（月額）400円

保険料の納めかたは以下の方法があります。（詳しい内容は年金事務所へお問い合わせください。）

1. 現金での納付

納付の種類		納付期限	納付場所
各月納付	当月分	翌月末	●金融機関（ゆうちょ銀行含む） ●コンビニエンスストア
6ヶ月前納	4月～9月分	4月末	
	10月～翌年3月分	10月末	
1年前納	4月～翌年3月分	4月末	
2年前納	4月～翌々年3月分	4月末	●金融機関（ゆうちょ銀行含む）
申し込み月から翌年3月、 又は翌々年3月までの前納（最大24か月）			●金融機関（ゆうちょ銀行含む） ●コンビニエンスストア（30万円未満の納付書のみ）

2. 口座振替での納付

納付の種類		申込窓口	手続きに必要なもの
翌月末振替	当月分を翌月末に振替	●金融機関（ゆうちょ銀行含む） ●年金事務所	●基礎年金番号がわかる書類（年金手帳・基礎年金番号通知書等） ●預（貯）金通帳 ●通帳届出印
当月末日振替（早割）	当月分を当月末に振替		
6ヶ月前納	4月～9月分を 4月末に振替		
	10月～翌年3月分を 10月末に振替		
1年前納	4月～翌年3月分を 4月末に振替		
2年前納	4月～翌々年3月分を 4月末に振替		

●前納保険料の初回振替については、日本年金機構から送付される口座振替開始（変更）振替額通知書をご確認ください。

3. クレジットカードでの納付

希望の方は年金事務所へお申し込みください。

2年前納、1年前納、6ヶ月前納、各月納付ができますが、早割はできません。

4. 電子納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、Pay-easy表示のあるATMなどを利用して保険料を納めることができます。

5. スマートフォンアプリ決済

スマートフォンアプリを利用して保険料を納めることができます。
対象アプリは日本年金機構のホームページをご確認ください。

付加保険料（1ヶ月：400円）を上乗せで納めて、年金受給額を増やすことができます。

お申込みは岡崎市役所国保年金課・各支所、又は年金事務所へ。

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）のかたは、ご希望により納付することができます。

定額保険料+付加保険料を納めると老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

ただし、第3号被保険者や、国民年金基金加入者は申込みができません。

保険料の免除制度

保険料を納めることが経済的に困難なため、保険料の免除制度があります。

免除制度の受付は岡崎市役所国保年金課・支所、又は年金事務所へ

※国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請は「マイナポータル」からの電子申請もできます。

種類	対象となるかた	手続きに必要なもの
申請免除	<p>免除の内容には、全額又は一部（4分の1、半額、4分の3）があります。（所得審査の対象者は申請者本人以外に「申請者の配偶者」、「世帯主」となります。）</p> <p>①前年所得（過去年度分については、前々年所得等）に応じて一定基準額以下のかた</p> <p>②障がい者、寡婦又はひとり親であって、前年所得が135万以下（目安）のかた</p> <p>③失業、天災などにあったことが確認できるかた など</p> <p>（注）学生納付特例の対象となるかたの申請はできません。 承認期間は7月から翌年6月までとなります。</p>	<p>●基礎年金番号がわかる書類と本人確認ができるもの</p> <p>●個人番号カード 上記いずれか</p> <p>※以下、共通の持ち物と表記</p> <p>●失業等を理由に免除を希望されるかたは、次の書類のいずれかが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 <p>●公務員のかたは、退職時の辞令</p> <p>●雇用保険をかけていなかった場合は、市役所又は年金事務所へご相談ください。</p>
納付猶予	<p>免除の内容は、猶予となります。（所得審査の対象者は申請者本人以外に「申請者の配偶者」となります。）</p> <p>①50歳未満で前年所得（過去年度分については、前々年所得等）に応じて一定基準額以下のかた</p> <p>②障がい者、寡婦又はひとり親であって、前年所得が135万以下（目安）のかた</p> <p>③失業、天災などにあったことが確認できるかた など</p> <p>（注）学生納付特例の対象となるかたの申請はできません。 承認期間は7月から翌年6月までとなります。</p>	
学生納付特例	<p>大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する学生などで下記のいずれかに該当するかた</p> <p>①学生本人の前年所得が128万以下（目安）のかた</p> <p>②障がい者、寡婦又はひとり親であって、前年所得が135万以下（目安）のかた</p> <p>③失業、天災などにあったことが確認できるかた など</p> <p>承認期間は4月から翌年3月までとなります。</p>	<p>●共通の持ち物</p> <p>●申請したい期間の在学を証明できるもの</p> <p>例：学生証（コピーの場合は両面）又は、在学証明書（原本）など</p> <p>●会社等を退職し学生になられたかたは、上記（失業等を理由）を参照してください。</p>
産前産後期間免除	<p>国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降のかた</p> <p>（注）対象は、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産となります。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶されたかたを含みます。）</p> <p>申請は出産予定日の6ヵ月前から可能。</p> <p>（例）出産予定日が10月15日の場合、申請ができるのは4月15日以降</p>	<p>●共通の持ち物</p> <p>●出産（予定）日が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳等 ・被保険者と子が別世帯の場合 戸籍謄（抄）本、又は戸籍記載事項証明書、又は出生届受理証明書 <p>●死産等の場合</p> <p>死産証明書、又は死体（胎）埋火葬許可証、又は母子健康手帳など</p>
法定免除	<p>障害基礎年金（又は障害厚生年金・障害共済年金）の1級、2級を受けているときや生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料の全額が免除されます。また、申出により保険料を納付することができます。</p>	<p>●共通の持ち物</p> <p>●障害年金を受給のかたは年金証書</p>

※過去の申請は申請時点の2年1ヶ月前の月分までできます。（ただし、産前産後期間免除については期限はありません。）

追納

保険料免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。（ただし、3年度目以降は加算金がつきます。）

追納により年金額を増額できます。ご希望のかたは年金事務所へお申し込みください。

国民年金からの給付

国民年金から支給される「基礎年金」には3種類あります。

老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
<p>保険料を納めた期間や免除された期間等が10年以上あるかたが、65歳から受けられる年金です。</p> <p>老齢基礎年金額（年額） 84万7,300円 【84万4,900円】</p> <p>※これは満額です。保険料納付期間が40年に満たないときは減額されます。 【】内は昭和31年4月1日以前生まれのかた</p>	<p>国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やケガによって、障害等級の1級又は2級に該当するかたが受けられます。身体障害者手帳等の等級とは異なります。</p> <p>障害基礎年金額（年額） 1級 105万9,125円 【105万6,125円】 2級 84万7,300円 【84万4,900円】</p> <p>受給者に生計を維持されている子がいる場合は、加算があります。 【】内は昭和31年4月1日以前生まれのかた</p>	<p>国民年金の加入者などが亡くなったときに生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」が受ける年金です。 ※子とは18歳になって最初の3月31日までの子、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子のことです。</p> <p>遺族基礎年金額（年額） ●配偶者が受ける（子が1人） 109万1,100円 【108万8,700円】 ●子が受ける（1人のとき） 84万7,300円</p> <p>子の人数に応じた加算があります。 【】内は昭和31年4月1日以前生まれのかた</p>

特別障害給付金	第1号被保険者の独自の給付	付加年金
<p>国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受けられなかったかた。 ※対象になると思われるかたは市役所へお問い合わせください。</p>	<p>第1号被保険者で遺族基礎年金を受けられないかたのための「寡婦年金」や「死亡一時金」があります。 (注) 死亡一時金については、36ヶ月以上の納付が必要となります。</p>	<p>月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、上乘せの付加年金（年額200円×納付月数）を受けることができます。</p>

◎各種給付については、受給要件や、申請に必要な書類があります。詳しい内容については一度年金事務所へお問い合わせください。
※特別障害給付金のみ、市役所へお問い合わせください。

年金の加入記録

年金加入の記録は一人に一つの「基礎年金番号」、および「個人番号」で管理されています。一度、ご自身の年金加入記録が正しいか確認をお願いします。

年金加入記録の確認方法

- ①ねんきん定期便
- ②ねんきんネット
- ③年金事務所
- ④マイナポータル

お問い合わせ・・・「ねんきんダイヤル」へ

☎0570-05-1165（ナビダイヤル）

IP電話・PHSからは ☎03-6700-1165

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

月曜日（祝日の場合は火曜日）は午後7時まで受付

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日・年末年始はご利用いただけません。

こんなとき、年金の届出が必要です。

就職、退職、結婚などにより年金の届出が必要です。将来の年金のために届出は忘れずに行いましょう。
 ※届出には年金手帳や添付書類が必要な場合がありますので、事前に電話などでお問い合わせください。
 ※資格取得（種別変更）の届出、免除・納付猶予申請および学生納付特例申請は、「マイナポータル」からの電子申請もできます。

	こんなとき	どうする	届出先
加入や喪失の手続き	20歳になった	厚生年金の加入者以外は国民年金に加入する（ただし、第1号は届け出不要）	第3号→配偶者の勤務先
	会社を退職した	国民年金に加入する（被扶養配偶者も同様）	市役所・年金事務所
	結婚等で配偶者の扶養になった	第3号被保険者への種別変更をする	配偶者の勤務先
	配偶者の扶養からはずれた	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更をする	市役所・年金事務所
	配偶者が会社をかわった	引き続き第3号被保険者に加入する	配偶者の新しい勤務先
	海外に居住する	国民年金の資格を喪失する、又は任意加入する	市役所
	海外から帰国した	国民年金に加入する、又は種別変更の手続き	市役所
	年金手帳・基礎年金番号通知書をなくした	再交付の手続きをする	第1号→市役所・年金事務所 第3号→年金事務所
保険料の手続き	口座振替の申込・変更	国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書を出す	銀行・郵便局・信用金庫等
	クレジットカード納付を申し込む	国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書を出す	年金事務所
	納付書をなくした	納付書再発行の申し出をする	年金事務所
	保険料の支払いが困難	全額・一部・納付猶予の免除申請をする	市役所・年金事務所
	学生で収入が少ない	学生納付特例の申請をする	
	出産をする（した）	産前産後期間の免除申請をする	
年金を増やす手続き	年金を増やしたい	付加保険料の手続きをする	市役所・年金事務所
		国民年金基金に加入する	国民年金基金
	60歳から65歳になるまで	任意加入の手続きをする	市役所（第1号のみのかた）・年金事務所
年金を受ける手続き	65歳になった（国民年金のみのかた）	老齢基礎年金の受給手続きをする	第1号のみ→市役所 第3号期間含む→年金事務所
	障がい者になった（国民年金のみのかた）	障害基礎年金の受給手続きをする	20歳前からの障がい→市役所
			上記以外のかたは、納付要件等があるため、まずは年金事務所でご相談ください。
	国民年金加入中のかたが亡くなった	遺族基礎年金の受給手続きをする	加入・受給状況によって請求できる給付が異なるため、まずは年金事務所又は、ねんきんダイヤルでご相談ください。
寡婦年金・死亡一時金の受給手続きをする			
年金受給中のかたが亡くなった	未支給年金（死亡届）の受給手続きをする		

市役所以外のお問い合わせ先

- 国民年金保険料については
- 厚生年金保険料については 岡崎年金事務所 ☎ 0 5 6 4 - 2 3 - 2 6 3 7
- 年金の受給については
- 年金相談については 年金ダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 1 1 6 5
- 年金事務所での年金相談の予約については 予約受付専用電話 ☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 4 8 9 0
- 国民年金基金については 全国国民年金基金 ☎ 0 1 2 0 - 6 5 - 4 1 9 2 (フリーダイヤル)